

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和4年3月11日 午後1時31分 開 会

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	櫻井健一
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	田谷文子
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	宮嶋謙博
委員	小倉

欠席委員

委員	古橋智樹
委員	川村成二
委員	久松公生

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
市民部長	山内美則
産業経済部長	大久保定夫
議会事務局長	大久保勉
農業委員会事務局長	松延孝之
国保年金課長	豊崎良憲
会計課長	横田茂
農林水産課長	元木義和
地域未来投資推進課長	坂本重男
観光課長	貝塚裕行
監査委員事務局長	乾文彦

出席書記名

健康づくり増進課	高瀬	麻奈美
地域未来投資推進課	佐々木	望
議会事務局	柏崎	博子
議会事務局	澤田	幸一

議 事 日 程

令和4年3月11日（金曜日）午後1時31分 開 会

1. 議案の審査

- (1) 議案第 6号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）
- (3) 議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算

開 会 午後1時31分

○櫻井繁行委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は12名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから3月10日に引き続き、令和4年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程は審査予定表のとおりであります。

初めに、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、産業経済部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

産業経済部農林水産課から特に補足説明等はございませんか。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、農林水産課分の補正予算について、説明させていただきたいと思います。

議案集の50ページをお開き願います。

50ページ、繰越明許費補正について説明させていただきます。

上から3つ目、6款1項園芸振興事業（政策）として690万円ですが、前回の定例会において、補正予算の承認をいただきました県の儲かる産地支援事業費補助金を活用して、水郷つくば農協を事業主体に、かすみがうら蓮根部会が製氷設備を整備する事業となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、東南アジアからの輸入している冷凍機の部品の納入が遅れているため、3月中の引渡し難しいことから、繰越しをお願いするものです。

続いて、その1つ間を空けた下ですが、6款3項、水産事業（政策）として873万円ですが、柏崎・小津樋門の扉体水密ゴム交換及び再塗装工事を11月4日の入札にかけましたが、応札する事業者がなく不調となり、その後、工事内容の見直しを行い、1月27日の入札で工事請負業者が決定しました。

工事箇所については、霞ヶ浦河川事務所の管轄となるため、事前に一時占用許可等の申請手続は市のほうでしておりましたが、工事請負業者決定後に業者が河川事務所と協議する荒天時の撤去計画等について、その他の書類についての時間を要したため、年度内完了が難しいという申出があり、前払い金400万円を差し引いた金額の繰越しをお願いするものです。

繰越明許費については以上です。

続いて、歳入につきましては、議案集57ページをお開き願います。

16款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金としてマイナス5124万5000円ですが、説明欄の県単土地改良事業補助金マイナス79万3000円は、当初計画より入札差金等によって補助対象額が下がったため、補助金も減額となるものです。

次の経営所得安定対策等推進事業費補助金マイナス87万2000円ですが、これは予算の範囲内の交付と

いうことで、減額をされています。

次の農業次世代人材投資資金経営開始型補助金マイナス676万円ですが、当初見込みより新規就農者が少なかったため、減額となります。

次の鳥獣被害防止総合対策補助金マイナス43万1000円ですが、鳥獣捕獲頭数が減少見込みのため、国分の補助金を減額するものです。

次の鳥獣被害防止促進補助金マイナス67万4000円ですが、鳥獣被害防止柵設置支援事業費補助金を補正予算で承認いただきましたが、見込みよりその後の申請が少なかったため、また、鳥獣捕獲頭数が減少見込みのため、県分の補助金を減額するものです。

次に、産地生産基盤パワーアップ事業補助金マイナス4171万5000円ですが、該当事業者が生産体制の整備のために倉庫等を建築する予定で計画していたのですが、事業の取下げの申出があったため、こちらの補助金が減額となるものです。

続いて、16款2項4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金としてマイナス230万円ですが、身近なみどり整備推進事業の入札差金等による減額となるものです。

続いて、16款4項2目1節の農業費交付金としてマイナス2113万4000円ですが、多面的機能支払事業費でマイナス2072万円と、多面的事業推進事業費マイナス41万4000円で、いずれも予算の範囲内の交付ということで減額されています。

歳入については以上です。

続いて、歳出につきましては、議案集65ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費、説明欄の08有害鳥獣対策事業（政策）としてマイナス118万4000円ですが、有害鳥獣捕獲頭数と鳥獣被害防止柵設置支援事業が減少見込みのため、減額するものです。

続いて、09農業振興事業としてマイナス4847万5000円ですが、歳入で説明した産地生産基盤パワーアップ事業の該当事業者からの事業の取下げのため、申出があったことと、それから、新規就農者が当初見込みより少なかったため、減額するものです。

続いて、10農業振興事業（政策）としてマイナス51万円ですが、新型コロナウイルスの影響により、団体の補助対象事業が減少したため、補助金の減額をするものです。

続いて、6目水田農業対策費の02米政策推進事業マイナス87万2000円ですが、歳入で説明した補助金が予算の範囲内の交付ということで、減額しています。

続いて、8目農地費、08農地維持・資源向上対策事業マイナス2803万7000円ですが、歳入で説明した多面的機能支払事業費と多面的事業推進事業費の補助金がいずれも予算の範囲内の交付ということで、歳出の交付金も減額するものです。

続いて、6款2項3目林業振興費の02林業振興事業としてマイナス509万円ですが、身近なみどり整備推進事業の入札差金と、森林整備事業委託の実績により、減額をするものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

鳥獣被害の駆除、この目標と、予想でマイナスになっているということなんですけど、教えていただけますか。

○農林水産課長（元木義和君）

当初予算の中では、前年300頭計画していた部分もありまして、200頭の予算をしていたわけですが、

100数十頭しか捕れていないということで、その分の頭数が減った分の補助金が国分、県分、市で支払う分が減額となったということになります。

○佐藤文雄委員

300頭が200頭の目標で、それよりも達しない。大体どのくらいなんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

当初の捕獲計画頭数で200頭、秋までの捕獲実績が149頭になりますので、200頭まではいかないと予想しまして、減額の補正をしたということになります。

○佐藤文雄委員

分かりました。

あと、産地生産基盤パワーアップについてなんですけど、これはどういう事業なのか教えていただけますか。

○農林水産課長（元木義和君）

これは、事業者が作っている作物の生産基盤を整備するために、県の補助をもらって倉庫を建てたり、設備を更新したりと、そういうことで、前年度、建物を建てるということで事業者のほうから県の補助を使いたいということであったのですが、コロナとかそういう影響もあったのかどうか、そこは分かりませんが、事業の取下げをしたいという話がありまして、減額とさせていただきます。

○佐藤文雄委員

倉庫かなにかを建てようと思ったのが取りやめになったと。

それと、新規就農者の人も減ったというか、見込みが立たないという言い方をされたんですが、当初何人ぐらいで、具体的に何人しか新規就農者にならなかったと、これ教えていただけますか。

○農林水産課長（元木義和君）

当初予算で5人の予算を要求していたわけですが、実際2人の方、それから、1年間通してではなく、半期だけの方がいたということで、全体的に金額が減ったということになります。

○矢口龍人委員

林業費の中で、身近なみどり整備事業というのは入札差金というふうなことだったですけども、この下の森林整備事業等の委託というのは、減額になっている要因は何ですか。

○農林水産課長（元木義和君）

そちらの事業につきましては、森林環境譲与税というものが新しくできまして、それを使って市内の山林を整備するといいますか、整備するに当たっても、地域の景観を守るとか、あとは災害の起こりそうな山林を整備するとか、そういった事業を市町村で計画して、国や県の認可をもらって事業を進めるのですが、今年度は、自分の山林の所有者の方にアンケート調査を行うことにしました。その件数が当初計画よりも全体的に見ると少なかったんで、金額的に。逆に言うと、今年度は上佐谷、雪入地区にアンケート調査を行ったのですが、霞ヶ浦地区の部分については一気には整備ができないので、取りあえずこちらを先に行ったので、全体的な金額が減ってしまったと。内容的には、あなたが持っている山林について、今後、国のこういう事業があるのですが、そういったことについて、森林を整備するのが計画だと市町村に頼んだり、そういったいろんなことができるんですが、そういったことに対する細かいアンケート調査を今年度は行って、当初の計画より少なかったんで、減額になったという形です。

○矢口龍人委員

今のお話ですと、調査ということですので、調査だったら別に市内全域をやることも、そんな難しいことじゃないかなと思うんですけども、何か中途半端だな。また、新年度にこの残った分をやる

いうことですか。

○農林水産課長（元木義和君）

そこにつきましては、今回のアンケート調査の結果をもちまして、まず市として、災害が起きそうな森林があれば、そういった部分を、個人の方が手をつけられないというようなところを市のほうでピックアップして直すとか、もしくは、今考えているのは、林道の両脇の、林道に向かって木が個人の土地から大分道路のほうにかかっているの、そういったことの整備が、県のほうに認可されればそういった事業に使いたいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

まさにね、今この森林が非常に荒廃していて、今おっしゃるように道路に木がもう倒れそう。毎年毎年大きくなりますから、ですから、もうとても地主さんだけでは対応できないような状況が多々見られるんですよね。そういう面で大変にいい政策だなと思うんで、減額なんかしないでね、きちっと調査して、やはり対応してもらえるほうがいいなっていうふうに感じますので、よろしくをお願いします。

○農林水産課長（元木義和君）

まず、そちらについても市のほうで計画を立てて、県や国に相談しないと、勝手にはできないのですから。そういった協議に当たって、地権者の意向調査みたいな形をしたので。できれば今言われたとおり、まず林道の両脇の部分を整備して、危険があるところとか、あとは林業振興ですね、林業の方が林業に使うための道路とか、そういうところが基本ということになっていますので、市のほうの林道だと、林業で木を出すような道路で使っているわけではないので、認められるか認められないかというのも今ここではちょっと言えないのですが、ただ、考えとしてはそういった事業を進めていきたいというふうに考えています。

○矢口龍人委員

我が市の場合、山林といっても、山のすごい高低差のあるようなところではなくて、平地林がたくさんあるんですよ。平地林というと、当然外周には農業用の道路がついていたりなんかしているの、非常に危険な場所がたくさんあるんですね、私の見た感じだとね。もう大きくなってしまって、台風でも来たら、もう本当にすぐ倒れてきたら大変な被害が出るんじゃないかなと思うようなところもあるので、しっかりとね、減額補正などしないで、しっかり調査していただきたいなというふうに要望します。

○農林水産課長（元木義和君）

そのようにしたいと思うんですが、平地林的な部分の例えば木が災害、台風で倒れそうだというのは、計画の中では、谷部分のようなところの山林ということは認められるので、平地林の自分が管理していない木が認められているかということ、それはここではお答えできませんので、すみませんが。その辺は県のほうには相談しながら進めたいと思います。

○設楽健夫委員

その下の3項水産業費、この水産加工特産品キャンペーン事業補助金が減額になっていますけれども、もう少し詳しく説明してもらえますか。

○農林水産課長（元木義和君）

水産キャンペーンのほうについては、成人式のとくに水産加工組合で作ったものを成人の方に渡すとか、そういった事業はできたんですけども、新型コロナウイルスの関係で、ほかの県に行って、その団体が展示したりそういう事業がなかったの、補助事業ができなかったということで減額ということになります。

○宮嶋 謙委員

有害鳥獣対策について、頭数が減ったので減額というお話がありました。これはイノシシの頭数そのものが減ったのか、それとも捕り手が減ったのか、あるいはどういう要因なのか。農業被害との関連も併せて教えてください。

○農林水産課長（元木義和君）

細かい資料を持ってきていなくて申し訳ないのですが、まず、去年より頭数が減ったのは、千代田地区では多分、豚熱の関係があると思います。死んでいるイノシシを発見したりして、県南の家畜衛生保健所のほうに血を採ってもらったりすると、豚熱の陽性だったというのがありますので、そういったことで自然的に山の中で死んでいるのが、私たちは少し多いんじゃないかな。

ただ、霞ヶ浦地区については、前年度より捕獲頭数が増えていますので、こちらはまだその病気が来ていないと言ったらおかしいですけども、入っていないみたいなので、逆に苦情的な部分は、何とかしてくださいという要望は市のほうに来ています。そういった情報は猟友会のほうに、ここで出たというようなことを言ったりして、有害鳥獣の駆除期間に重点的に駆除してもらうような方向でお願いしているということです。

どうしても危険だというような場合には、緊急でお願いして、おりを1か所つけたり、箱わなを置いたりしたり、そういったことも二、三か所、年間でやっていると思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、産業経済部地域未来投資推進課から特に補足説明等はございませんか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

地域未来投資推進課所管の補正予算について説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、議案集の58ページをお願いいたします。議案概要書は34ページになります。

最下段にございます21款5項7目雑入の2点目、新型コロナウイルス対策プレミアム商品券売上金の731万2000円の減額につきましては、今年度実施しました第3弾かすみエールプレミアム商品券の売上げ実績に応じ、減額補正するものでございます。

次に、歳出でございます。

議案集の66ページをお願いいたします。

中段にございます7款1項2目商工振興費の1点目、10企業立地促進事業（政策）の2987万円の減額補正につきましては、助成予定件数が5件から3件に減少したことによるものでございます。

次の2点目、12地域ポイント推進事業（政策）の462万4000円の減額補正につきましては、令和2年度でポイント付与を終了し、今年度9月末で地域ポイントの利用を終了、事業を清算した実績により、運営委員会への補助金を減額するものでございます。

次の3点目、16かすみエールプレミアム商品券事業（政策）の2477万2000円につきましては、事業の実績に応じまして、郵便局での販売手数料、運營業務委託費及び商品券交付金をそれぞれ減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたし

ます。

○佐藤文雄委員

企業立地促進の助成金の話、今、目標というか、予算が目標の企業数が何件で結果的に今回の補正になった、何件だと、教えていただけますか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

令和3年度に2件の新規案件を含め、全体では5件です。そのうち2件、新規案件を見込んでございましたが、1件は操業開始が令和4年度に変更になったこと、もう一点については、企業立地促進助成金の申請がなかったため、2件の減少となっております。5件から3件への変更でございます。

○佐藤文雄委員

5件から3件になって、だから、2件がマイナスで補正したということですね。

それと、かすみエールプレミアム商品券ですが、大体、発行枚数というか、金額もありますが、それに対して幾つぐらいの、何%の消化というか、だったのか教えていただけますか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

商品券の売上げ予定といたしましては、当初全世帯の8割の見込みで執行しておりまして、1億4099万2000円で、実績が1億3368万円ということで、差額の731万2000円の減額補正となっております。予算に対する執行率は94.81%でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、8割の世帯を目標にしたけれども、そのうちの94%が実績になったよと。だから、8割を若干切ったぐらいですね。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

すみませんでした。全体に対する割合といたしましては74.95%でございます。

○櫻井繁行委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、産業経済部観光課から特に補足説明等はございませんか。

○観光課長（貝塚裕行君）

私のほうから、観光課所管分の補正予算について説明をさせていただきます。

歳出になりますが、議案集66ページをお願いいたします。

66ページ、3目観光費、09雪入ふれあいの里公園管理運営事業（政策）、こちらは三ツ石森林公園周辺遊歩道用地測量業務委託でございますが、契約の差金が生じたため、減額をするものでございます。

次に、その下、観光サイクリング事業（政策）でございます。使用料及び賃借料になりますが、自転車借上料、こちらが契約差金が生じたために減額をするものでございます。

続きまして、同じくその下になりますけれども、4目歩崎公園管理費02農村環境改善センター管理運営事業でございます。こちらにつきましては、需用費の中の燃料費及び光熱水費、こちらが新型コロナウイルスの影響によりまして、施設利用者が減少したということで、当初計上より下回る見込みとなったため、今年度末までの所要額を精査した結果、その金額を減額するものでございます。

続きまして、その下の部分、同じ4目歩崎公園管理費、こちらのうちの水族館管理運営事業（政策）でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、指定管理者のほうに対しまして、休館

の要請を行いましたことから、施設の継続的な管理に必要となる費用を補填するため、73万5000円を計上してございます。水族館につきましては、休館している間も生物を飼育しているということから、開館時と同様に施設管理維持費用が発生することとなります。また、水族館の管理運営につきましては、指定管理料のほかに入館料収入を見込んで水族館の運営をするという計画になってございます。このことから、緊急事態宣言等で休館をいたしました56日間の入館料の減額がございまして、その管理運営に影響を与える部分について、入館料の影響額、こちらを補填するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

今、4目歩崎公園管理費の中の農村環境改善センター管理運営で、この天井からの雨漏りについては、修繕とかその辺についてはもう完了したんですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

こちらについては、雨漏りの原因と思われる箇所の修繕を行いまして、今年度については雨漏りの報告等は受けてはおりません。

○設楽健夫委員

あともう一つ、その下の06水族館管理運営事業なんですけど、水族館は、委託していると思いますがけれども、実際の霞ヶ浦におけるところの魚類、あるいは水中植物も含めて、そういうパンフレットがもうなくなってきているんですけども、この辺については手は打ってきたんですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

その点につきましては、指定管理者のほうと協議しながら、残数も含めて今後検討を進めたいと思います。

○設楽健夫委員

よく話をしていないと、霞ヶ浦環境科学センターのほうで出している資料だとかね、私も持っていたことあるんですけども、資料を一部使っていたり、その水族館の壁にも霞ヶ浦の魚類ということで、壁に絵が描いてあったり、様々な形で描かれていますよね。含めて、委託管理者とよく基本的な考え方からね、あそこの水族館がなぜ、どういう役割を果たしているのかということを含めて詰めていかないと、不安なところが結構あるもんですからね、よろしくお願ひしたいと思います。

○観光課長（貝塚裕行君）

今いただいたご指摘、内容について、指定管理者と十分協議し、また、霞ヶ浦環境科学センター等とのパンフレットのほうも確認をさせていただきながら、今後検討を進めたいと思います。

○設楽健夫委員

もう一つ、09雪入ふれあいの里公園管理運営事業という項目もありますけれども、この雪入関係含めて、観光用の宣伝パンフレットだとかいうところについてね、もう少しよく管理運営者と話をして、その辺が非常に弱いというふうに感じていますので、今後検討していただきたいと思います。

○観光課長（貝塚裕行君）

雪入ふれあいの里公園の案内をするパンフレット等についても、管理者のほうと十分協議を進めたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、産業経済部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

産業経済部農林水産課から特に補足説明等はありませんか。

○農林水産課長（元木義和君）

それでは、令和4年度の農林水産課所管の予算について説明をさせていただきたいと思います。

初めに歳入ですが、予算書の22ページをお願いしたいと思います。

増減の大きな予算についてのみ説明させていただきます。

16款2項4目1節農業費補助金で、説明欄の上から2段目になりますが、県単土地改良事業補助金ですが、今年度、中志筑にあります間沢池のため池整備が終了し、新年度、来年度は新たに安食の農道整備等を予定していますが、事業量が減るために前年対比で840万4000円の減額となります。

次に、5段目の農業次世代人材投資資金経営開始型補助金ですが、新規就農者の方を支援する事業となっておりますが、5年間の補助対象期間が終了する方がいるため、前年対比で279万3000円の減額をしております。これは3名の方が今年度で終了という予定しております。

次に、今年度予算を計上していました産地生産基盤パワーアップ事業補助金については、取り組み事業者がいないため、前年対比で6575万円の減額をしております。

次に、2節林業費補助金で、説明欄の上から2段目、県単林道事業補助金については、来年度、上佐谷青木葉線の一部改良工事を予定しているため、前年対比で120万円の増額となっております。

次に、今年度予算を計上していた身近なみどり整備推進事業費補助金が補助事業終了のため、前年対比で963万3000円の減額となっております。

1節、2節合わせて前年対比で8402万2000円の減額となっております。

歳入については以上です。

次に、歳出についてですが、増減の大きな予算のみ説明させていただきたいと思います。

予算書は87ページですが、事業概要説明書の40ページをお開きください。

農業振興事業に要する経費が前年対比。

○櫻井繁行委員長

課長、資料、移動になりますね。タブレット端末資料表示を移動してください。

○農林水産課長（元木義和君）

すみません、少しお待ちください。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時08分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時08分]

○農林水産課長（元木義和君）

40ページになりますが、農業振興事業に要する経費が前年対比で6710万1000円の減額となっております。歳入で説明した農業次世代人材投資資金経営開始型補助金と産地生産基盤パワーアップ事業費補助金の関係で大きく減額となっております。

次に、41ページをお開きください。

有害鳥獣対策事業に要する経費が前年対比で122万1000円の増額となっておりますが、鳥獣被害防止施設整備支援事業補助金や有害鳥獣捕獲事業委託などの増額によるものです。

次に、事業概要書の42ページをお願いします。

農地利用促進事業に要する経費が前年対比で1389万9000円の増額となっておりますが、水田利活用推進事業助成金の増額によるものです。こちらについては、本年度補正で対応していただいた飼料用米等の補助金を増額しているものに伴うものです。

次に、事業概要書の43ページをお開きください。

土地改良事業に要する経費が前年対比で1463万7000円の減額となっておりますが、事業費内訳欄の土地改良整備支援に要する経費は、下志筑のカミ池というところのため池の取水施設が機能低下しているため、そこを修繕するために増額をしております。

そのほかの経費は減額となり、特に県単土地改良に要する経費では、歳入で説明したように事業量が減となっているため、前年対比で1174万3000円の減額となっております。

次に、44ページをお開きください。

林業振興に要する経費が前年対比で389万3000円の減額となっておりますが、主な原因は、身近なみどり整備推進事業が終了したことにより、減額となっております。

続いて、事業概要書45ページをお開きください。

水産事業に要する経費が前年対比で1387万9000円の減額となっておりますが、樋門の扉体水密ゴム交換及び再塗装工事が終了したことなどにより減額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農林水産課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、お願いいたします。

○佐藤文雄委員

鳥獣被害は言いましたか。鳥獣被害のほうは、目標は同じですか。

○農林水産課長（元木義和君）

41ページの部分ですが、今年度は前年対比で122万1000円の増額となっております。内容については、鳥獣被害防止施設整備支援事業の補助金や有害鳥獣の捕獲事業委託、猟友会に委託するものなどが若干増額となっていることによって、前年対比で増額となっております。

○佐藤文雄委員

だから、目標の頭数は、前年度と変わらないんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

申し訳ありません。前年度と同じ200頭で計画はしております。

○佐藤文雄委員

それから、飼料米の件で聞きたいんですが、前年度と比べて今回、飼料用米のほうの補助事業というのが増えたというふうにおっしゃったと思うんですが、その面積では分かりますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時14分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時14分]

○農林水産課長（元木義和君）

飼料用米については175ヘクタールで予算のほうを組ませていただいております。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時15分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時15分]

○農林水産課長（元木義和君）

今年度175ヘクタール程度の飼料用米で、それを補正予算で組ませていただいたのですが、来年度当初も同じ面積で、取りあえず予算のほうは計上させていただいております。

○佐藤文雄委員

補正を組んだので175ヘクタールということなんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

そのようになります。

○佐藤文雄委員

だから、当初の今年度の予算は幾らだったのかな。そうすれば分かりますよね、増やしたというのが。分かりませんか。

○農林水産課長（元木義和君）

補正予算のときに1100万円程度組ませていただきましたので、面積は、持ってきていないのですが、その分が3年度の当初から比べると増えているようになります。

○佐藤文雄委員

あとで面積教えてください。175ヘクタールに、当初は150だとかさ。それを25ヘクタール増えたんで、1000万ぐらいの補助がいったと。来年度は175ヘクタールというふうになると思うんで。分かりますか。

○農林水産課長（元木義和君）

令和3年度、当初の目標が108ヘクタール程度だったものが、175ヘクタールに最終的には増えたということになります。

○設楽健夫委員

この予算立てで、今年の飼料用米に対する市単独助成金については、昨年と変わらない。

○農林水産課長（元木義和君）

今年度当初につきましては、飼料用米の市単独分についてですよね。そちらにつきましては、令和4年からの新規の飼料用米については、国の補助金が出ないということになっておりますので、市の補助金も出ていないということになります。それで、令和2年、令和3年と継続して飼料用米を出している方が3年目の方は1万5000円、市のほうから補助するような形になります。

○設楽健夫委員

ということは、本年度、昨年度は108ヘクタールから175ヘクタールまで拡大しました。これは今年度。米価が9,000円だ、8,000円だという予測の下に流れ込んだというふうに思いますけれども、これから作付するのは175ヘクタールで想定する。それで、飼料用米に転換しようとする人にとっては、市の助成金も出ない、国と県の助成も半額に減っていくんですよね。半額に減ってくるんですけれども、今年、飼料用米に転換しようとする人にとっては、非常に厳しい状況に入っていくというふうに思うんですけれども、この辺はどういうふうに、実際の米農家にとってはシビアな状況に入っていきますから。この辺はどういうふうにお考えですか。

○農林水産課長（元木義和君）

今、委員さんから説明があったとおり、令和4年から新規に飼料用米を作付する場合は、国の交付金

がまず収量に応じて、5万5000円から10万5000円の間から交付される、それは交付される。その産地交付金の国の分が今まで6,000円ですかね、新規分については、それがゼロ円ということになりますね。それと、産地交付金の県の5,000円については、取り組み条件はありますが、出る部分もある。産地交付金の地域については、令和4年の新規分についてはゼロ円になる。市のほうも1万5000円がゼロになるということで、新たに作る方、取り組む方は、かなり減額になるということはおうちのほうでも承知しておりますが、国のほうでも限りある予算の中でやっていると思いますので、市のほうも、その予算が、財政と協議して、これは出したほうがいいのかということであれば、当然そういった話にもなると思うんですが、今の段階では厳しいかというふうに考えております。

○設楽健夫委員

この件については、そろそろ種もみの冷やす作業が始まるんですけども、今年はそういう意味では、青色申告をしていない農家にとっては非常に厳しい状況に入っていく。ほとんど飼料用米に転換できないですから。そうなってくると、もう農家としてはお手上げ状態に入っていくんですね。この辺は補正予算で飼料用米、今年度といいますか、手を打ちましたけれども、今年も、今、農協のほうで作付の集計をしているというふうに思いますけれども、この中で飼料用米の動きについては少し注視していく必要があるというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらについては、2月に農家の皆さんには作付計画のほうを送付しておりまして、その中で市の交付金についてはゼロ円ということで、取りあえず提示をさせていただいて、農協とかそういったところと飼料用米の場合は契約をしますので、担当のほうには、もし新規であった方がいた場合には、そういう部分は出ませんよということは、農協のほうから言ってもらおうよということ、米業者さんと契約する人にも、そういったことではお話をしております。

今の段階で、補助を出すとか出さないということは、私のほうからは言えない状況です。

○矢口龍人委員

44ページの林業費のところですが、先ほども説明があったと思いますけれども、この説明書を見ると、何ていうか、林道周辺というような言い方をしているんですけども、実際、どの程度の面積と、場所はどの辺を今回、調査予定ですか。

○農林水産課長（元木義和君）

まず、今年度予算が減額となっている大きな理由は、身近なみどり整備推進事業という県の補助金を使ったものができていたのですが、その事業が3年度で終わりとなりますので、前年度8ヘクタール予定していた960万円がなくなるということになります。その代わりに、さきほど説明しました森林環境譲与税に係る森林整備事業ということで、今年度400万円だったものが700万円の予算で考えております。こちらについては、先ほど言ったとおりの考えで整備をしていきたいと考えておりますが、これは国、県等と協議しないと、市町村が勝手にできない部分もありますので、その辺はよく確認しながら、予算の範囲内で整備をしていきたいというふうに考えております。

○矢口龍人委員

面積どのぐらいを計画しているんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

面積については分からないのですが、まず、整備する予定なのは雪入線です。市の施設が上にありますので、そこからやりたいというふうには考えております。

○矢口龍人委員

そうしますと、身近なみどり事業がなくなったということですよ。身近なみどり事業は、霞ヶ浦地区のほうもやっていたよ、平地林と言われていたところもね。そうすると、こっちのほうはもう全然手が入られないというようなことですか。霞ヶ浦地区の山林も相当荒廃しているんだよね。だから、その辺のところを引き揚げちゃうと、手が出せなくなっちゃうんじゃないかと思うんですけどもいかがですか。

○農林水産課長（元木義和君）

その事業につきましては、令和3年度で大体6.6ヘクタールくらい整備をさせていただきました。その事業が、県の補助事業がなくなったということで、その部分については、この森林環境譲与税を使った森林整備事業等委託で救うことはできないのかということもあると思うのですが、それについては絶対できないわけではないのですけれども、優先順位があるようで、1番は、山の上のほうで谷になっているところで、その山林が崩れると河川が困るみたいなところをまず整備しなくちゃならないとか、あとはさきほど言った林道、林業振興に資する道路をきれいにするために、その近辺をきれいにするとか。そういった事業にまず使ってもらいたいというのがあるようで、全くその要件に該当しなくてやるという場合には、景観を整備するために平地林をきれいにしたりという、そういうのも認められているということにはなるらしいのですが、新たに始まった事業なので、私たちもここで、これはできる、できないということがはっきり言えなくて申し訳ないのですけれども、それは国、県と協議しながら今後進めていきたいというふうに思っています。

○矢口龍人委員

この予算の使い方は、どういうふうにするんですか。例えば、地権者に負担してもらおう部分があるとか、そういう類いのものなんですか。

○農林水産課長（元木義和君）

今の時点では、森林環境譲与税というのが国のほうから交付されますので、それは面積とか人口とか、いろんな計算で入ってくるわけですが、それについて市のほうで考えてやるようになると思うんですね。今の段階で個人のほうからお金を取るとか、そういうことは全く考えていなくて、災害が起きた場合に危険な山林だったら手を加えてきれいにするとか、あとは、林道の場合は、林業振興に資するということもあるので、両脇の林道の脇をきれいにするとか。そういったことを市では考えているのですけれども、県のほうから必ずオーケーで、もうやっていいですよと言われていないわけではないので、その辺は今後検討していくようになると思います。

○矢口龍人委員

なかなか難しいですよ、でもね、使い方がね。相当しっかり研究してもらわないとね、本当に荒廃している部分が大変多いので、台風とか大風のときに非常に倒木だのなんだのが予想されるところもあるので、その辺もね、担当課としてはしっかり市内のそういう場所を調査しておいたほうがいいかなとは思っていますよ。いざというときには対応できるようにしてもらいたいと思います。

それと、このチェーンソー作業従事者特別教育講習というのは、これはどういうふうな中身なんですか。特別講習は分かりますけれども、これ2万5000円って、1人分ですよ。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらは課の職員が2日程度、県北の講習を受ける場所に行って、実際、実技と、チェーンソーの使い方、それから講習を受けたりする。そういったことの2日間に対する1人分の負担金になります。

○矢口龍人委員

これは3日間かかると思うのですけれども、それで、加茂の日立建機の研修センターでやっています

から、問合せしてみてください。わざわざ県北まで行くことないです。

○農林水産課長（元木義和君）

そちらがうちのほうの対象者として入れられているかどうか、うちのほうは講習の案内が来たものに対して行っているものですから、そこがうちのほうが行っていいものかどうかというのがよく分からないものですから、すみません。

○設楽健夫委員

概要書の45ページ、水産加工、水産業ですね。

予算額が、先ほども説明ありましたがけれども、概要のところ、水産業振興に要する経費の中で、ワカサギの増産を目的とした採卵及び人工ふ化事業、昨年はワカサギがほとんど捕れない状況に陥りましたから、去年と今年がどういうふうになるのかね。

もう一つは、水産加工品の販路開拓に資する取り組みを支援するとありますけれども、これ予算化しているんで、これはどういう内容なのか。

あとは、船だまり設備の整備を行うというふうにありますけれども、これはどういう計画で、あるいは今年度はどこをどういうふうにするのか。というのは、網生けす業者が牛渡地区ではもう1業者、2業者かな、正確には1.何業者になっていきますし、全体の網生けすも相当数減ってきている、減っていく。玉造方面もそうですけれども、網生けすそのものは存在していますけれども、始末ができないという状態に陥っていますから。そういう中で、この3つの取り組みについて、予算化している内容について説明をしていただけますか。

○櫻井繁行委員長

設楽委員、昨年度というのは令和3年度ということでもいいんですか。令和3年度と令和4年度ということの質問でまとめさせていただいて、3点ほどということ。

○農林水産課長（元木義和君）

それではまず、令和4年度の計画ですが、柏崎の船泊まりで船舶昇降巻上機の修繕を計画しております。

それと、ワカサギふ化放流事業については、霞ヶ浦漁業協同組合にお願いをして、補助金として交付しております。

水産加工特産品キャンペーン事業ですが、こちらについても水産加工品販売促進のために加工業協同組合のほうへ補助金を108万円交付することを予定しております。ただ、こちら先ほど説明したとおり、今年度、新型コロナウイルスの関係でイベント的な部分に参加できなかったのも、減額となった。その影響がなければ108万円の補助金の中で水産加工品をPRしていただくようになってございます。

令和3年度に整備したものに付きましては、小津の船泊まりの水密ゴムの修繕、それから柏崎の船泊まりの樋門の修繕ということで、これを一緒に工事発注をしてございます。それが今、繰越しではございますが、そういったことをやっているということです。

あと、例年ですが、船泊まりの管理委託については、霞ヶ浦漁業協同組合のほうへ委託をお願いしております。

以上のような状況です。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時34分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時41分]

そのほか質問ございませんか。

○設楽健夫委員

ワカサギのふ化事業で令和3年度がほとんど捕れない。令和4年度に入っていくんですけども、去年と今年の違いを伺います。

○農林水産課長（元木義和君）

ワカサギのふ化事業につきましては、令和3年は1月に放流したばかりなので、多分、去年捕れなかったのは、その前の年度に放流したものという考えになると思います。なぜ捕れないんだという理由ですが、それについては私のほうでは分かりかねるということで、すみませんが、お願いします。

○設楽健夫委員

やはり行政としては、分からないでも、今までと同じようにふ化事業をやっている、でも、捕れない。これは温暖化という話もあれば、水質が変わったという話もあれば、そういう意味では、そういうものも調べながら対応していく以外ないとは思いますが、この辺は、近くに筑波大学だとかそういうところもありますし、見ていく必要があるというふうに思うんですが、いかがですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時44分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時46分]

○農林水産課長（元木義和君）

そちらの水質が原因なのかどうかという部分だと思うんですが、県の霞ヶ浦水産事務所または、霞ヶ浦漁業協同組合のほうでも、今までの過去の水質や気温、そういったものを研究しているらしいんですが、これが絶対の原因ということは分からないということで聞いております。ただ、全体的に見ると水温が高くなっていることなどが原因としては考えられるのかなということで、はっきりとした、これということは私たちが教えていただいた中では確認が取れなかったようになっています。

○設楽健夫委員

はい、分かりました。引き続きよろしく申し上げます。近くに研究所ができれば、それ以外にもありますんでね。

もう一つ、この水産関係の実態を把握していく上で、下の表の中に霞ヶ浦漁業協同組合の正組合員数52、52、52と書いてあります。実際の網生けすの数、あともう一つはトロールの実際の動きをやはり見ていていただきたいというふうに思います。実態はそういう実態になりますから、いかがですか。

○農林水産課長（元木義和君）

私たちのほうも霞ヶ浦漁業協同組合のほうに船泊まりの委託とか、そういった部分をしていますので、私たちが専門的な部分があるものですから、そういった方々の意見を聴きながら、今言われたようなことについても聞いてみたいと考えております。

○設楽健夫委員

これは43ページのところに関わってくると思いますけれども、先ほど農道の整備で安食地域の農道の整備という話をされたと思いますけれども、もう少し説明していただけますか。

○農林水産課長（元木義和君）

こちらにつきましては、その地区の農道が今舗装はされているんですけども、幅員が狭くてすれ違いができないようなところで、大型のものがすれ違えできないので、土地を寄附するので、拡幅をして何とかできないかというような地元からの要望がありまして、それについて県のほうにお願いして、県

単の土地改良事業として認定されているわけではないのですが、一応その事業を使って整備をしたいというふうに今年度計画しております。

○設楽健夫委員

農地中間管理機構でも大型の農業車両、これが入れる地域ということでのただし書きがつくようになりましたよね。このままでいくと、米は安くて、青色申告以外の人は倒れていく人、実際もう続けられない人も増える。貸す、借りてくれる人がいなかったら何が起きるかといったら、もう荒地地にしておく以外なくなってしまうんですね。それで、この今言った農免道路だとか含めて安食地区、三ツ谷風返近くまでも真ん中に大きい農免道路もありますけれども、農業用道路として整備していくとか、そういうものも含めて、実際、農地中間管理機構で農業車両が入れないということで、どういうふうになっているのかということを含めて見て行ってほしいんですよ。これは過疎化がどんどん進んでしまいますよ。もう農家は貸すか、貸しても水代の1反歩の1万4000円を払う以外にない。やめようとしたら10年分の28万円を1反歩払わなくてははいけない。払えなかったら、もう競売ですよ。そういう事態がどんどん今進んでいますので、その辺もちょっと見ながら、今、安食のところの農道の話で、これは貴重な話ですから、全体を見ながらやはり進めていっていただきたいなというふうに思いますがいかがですか。

○農林水産課長（元木義和君）

今回行方部分についても、もともと舗装はしてありますので、舗装の打ち替えというふうにする場合には、県単の補助事業には該当しないんですね。地元のほうから土地を協力してもいいから、ここを広げてくださいという話があったので、今回、県のほうに話をし、打ち替えではなくて拡幅ということで、それであれば県単の補助事業を活用できますよということがありますので、こちらからというより、やはり地元のほうから、この部分については土地も協力するから何とかという話があれば、うちのほうとしても単独では厳しいので、補助事業とかそういうので土地は無償で提供していただく。そういったことで地元の要望があれば、そういったことを整備していくという以外には、こちらから積極的に2.5メートルこかないからやろうというのはなかなか土地の問題とかが出てきて難しいと思いますので、地元のほうで土地を寄附してもいいから、ここの部分を拡幅してくれということであれば検討はしていきたいというふうに考えています。

○設楽健夫委員

行政的には県央とか、私のところにも県央の土地改良事務所長もいるんですけども、農道を付け替えて寄せて、そして2メートルの農道を5メートルなら5メートルに広げていくという作業もやっているところも実際はあるんですね。中間管理機構に基盤整備をして、そして貸し出すということも始まっていますから、霞ヶ浦地区というのはそんなに広い土地でもないのに、難しいところもあると思いますけれども、そういうことも含めて、県央だとか、県央に行っている事業所長もかすみがうら市にはいますから、そういう人との話も聞きながら、ぜひそういうことも含めて、やはり過疎化対策ですから、よろしくをお願いします。

○農林水産課長（元木義和君）

県央のほうというのは多分耕作地の面積自体を大きくして、もう一回土地改良をやり直すような事業だと思うんですね。その事業になってきますと、当然地権者の方の問題が出てきますので、今やっている土地改良区のエリア内でそういったことで市のほうで全体協力するからということであれば、うちのほうも当然進んでいかななくてはならないというふうに考えています。

○櫻井繁行委員長

そのほか、ご質問等はございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結します。

続いて、産業経済部地域未来投資推進課から特に補足説明等はございませんか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

それでは、所管の令和4年度予算についてご説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、予算書の20ページをお願いいたします。

上段にございます15款2項8目社会資本整備総合交付金の1点目、社会資本整備総合交付金360万円につきましては、住宅リフォーム助成事業に対する交付金です。

次に、24ページをお願いいたします。

こちらの下段にございます18款1項1目寄附金の2点目、ふるさと応援寄附金につきましては、令和3年度の寄附見込みと前年度の増加率を考慮し、929万7000円増額して計上してございます。

次の3点目、ふるさと起業家創出プロジェクト寄附金につきましては、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して、新たに実施いたします、ふるさと起業家創出プロジェクト事業に対する寄附金を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、事業概要説明書の46ページをご覧ください。

なお、予算書は91、92ページになります。

商工振興事業でございます。

1点目の商工振興に要する経費では、例年実施しております自治金融制度による信用保証料の補助や住宅リフォーム資金補助による市内産業の振興、さらに新しいビジネスモデル構築支援事業補助により、新商品開発等の稼ぐ力の強化に取り組めます。

また、新規事業といたしまして、省エネルギー診断事業費補助金とエネルギー診断プロフェッショナル人材創出補助を設けまして、市内事業者の省エネ化を支援するとともに、市内産業の課題解決に資する事業に取り組むため、クラウドファンディングによって資金調達を行おうとする事業者に対し、手数料の補助をいたします。

これらの新規事業補助の省エネルギー診断事業費補助金、エネルギー診断プロフェッショナル人材創出補助金、次のクラウドファンディング活用支援事業補助金につきましては、補足説明資料としまして、制度概要等の資料をタブレット端末に掲示させていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

事業概要説明書に戻りまして、こちらの2点目の創業支援に要する経費では、前年度に引き続き市内において新たに創業する者や業務転換、新分野に進出する者に対し、創業に必要な経費を補助するほか、新たに市がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用しまして、地域課題の解決に資する事業などを立ち上げる起業家に対して補助金として資金提供を行います。こちらタブレット端末のほうに、こちらになります。ふるさと起業家創出プロジェクト補助金として補足説明資料を掲示しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

事業概要説明書に戻りまして、3点目のふるさと応援に要する経費では、ふるさと納税サイト、さとふると楽天ふるさと納税により広く寄附を募り、財源として活用するとともに、市内産品の魅力をPRしてまいります。

次の47ページになります。企業立地促進事業でございます。

予算書は92、93ページになります。

企業立地促進に要する経費では、引き続き固定資産税の免除、設備投資、敷地整備等助成金により支援をしております。

新規事業としまして、全国的にテレワークやワーケーションが普及している状況にありまして、写真にもございます令和3年度の補正予算により実施しました、法人向けワーケーション実証プロジェクトの取り組みを踏まえまして、テーマを絞った地域との交流や長期滞在の仕組みづくりを進めるため、研修型ワーケーションプロジェクトとして、人材育成型ワーケーションと農業研修型ワーケーションに取り組むとともに、地方進出を検討する企業との商談イベントの参加など、サテライトオフィス誘致戦略に取り組むことによりまして、地域経済の活性化、新規ビジネスの創出、新たな関係人口の増加、雇用の創出や移住定住など、様々な効果ができるものと考えております。

なお、研修型ワーケーションプロジェクトにつきましては、事業費の2分の1を地方創生推進交付金の充当として予定しております。

また、企業立地促進に関する経費の予算額が前年比としまして9280万2000円の大幅な減となっておりますが、こちらについては企業立地促進助成金において、令和3年度までの3件の立地案件の助成が終了し、令和4年度は別の新規案件4件を計上したことにより、差引きで大幅な減となったものでございます。

次の48ページになります。労働諸費事業です。

予算書は84、85ページになります。

労働促進に要する経費では、令和3年11月に設置しましたビズ・ワーク・かすみがうらを活用した事業者の人材確保に取り組むとともに、新規事業としまして、高年齢者や障害者等の多様な人材活用に取り組む事業者に対し、奨励金を交付しまして支援を行っております。

この高年齢者等雇用促進奨励金につきましても補足説明資料をタブレット端末に掲示いたしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

92ページになります。私、聞き漏らしたのか何か分かりませんが、01商工振興事業20節で自治金融預託金1200万円というのがあるんですが、この詳細というか、中身を教えていただければと存じます。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

こちらにつきましては、自治金融預託金としまして、県内の自治体の自治金融の制度を実施しております。自治金融を活用した人に信用保証料の補給を補助金として出しておりますが、それらの自治金融を推進するために県内の自治体への割り振りが信用保証協会から通知がございまして、全体で8億円を各自治体に割り振りがあるような状況でございます。その自治金融の使用の割合に応じまして、各市に割り当てがあるようなことになっておりまして、かすみがうら市には新年度予算では1200万円の割り当てと。それを自治金融を行っております常陽銀行、筑波銀行、水戸信用金庫に、その割合に応じて預託金というようなことでお預けして、年度が終わりましたら、それをお返しいただくようなことで、自治金融をスムーズに運営するための資金というようなことでございます。

○来栖丈治委員

令和2年度にコロナ対策等で実施したと思うんですけども、中小企業への融資制度なんかの信用保証料というか、利子補給みたいな形でやったものとか関係しているんですか。あるいは従来からそういう制度、仕組みになっていたものなんですか。そこだけ確認したいと思います。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

令和2年度に実施しましたコロナ対策の県のパワーアップとか、そういった事業とはまた別の事業でございまして、91ページの商工振興に要する事業経費の中で、真ん中辺りに資金あつた保証料補給金とございます。こちらが自治金融の借入れに対する信用保証料の補填を行う部類になっておりまして、これに関連した預託金というようなことでございます。

○来栖丈治委員

それはいわゆる借入者というか、対象者というか、そういう方というのは、企業あるいは中小企業、どういった方がこういうあつせん事業とかに取り組むような事業者なのでしょうか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

自治金融につきましては、中小企業者が対象になっております。

○来栖丈治委員

次ですが、ビズ・ワークかすみがうらという、仕事のマッチングサイトを昨年11月から開いたということですが、前に生活困窮者の労働支援みたいなときに私も一般質問して提案したことがあったんですが、そのマッチングサイトを使って就労支援と言うんですかね、そういうことに役立てていくということだと思っておりますが、このサイト等は、いわゆる一般的な国で行っているハローワークとかのそういう支援サイトと相互交流というか、つながったような形で開かれているものなのか、そうでないのか、中身をお尋ねしたいと思います。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

こちらのサイトについては、市独自で設けたサイトになっておりまして、情報としては、市内の企業さんが雇用の情報とか、そういった募集をしたり、あとは大学とか学術の部分の方がやはり掲示いただいて、情報を見られるようにするというようなものです。議員がおっしゃったハローワークとの連携ということですが、こちらについては、ハローワークの求人情報などは、これまで市のホームページに掲示しておりまして、併せてこちらのビズ・ワークかすみがうらのほうにも情報をいただいたものは掲示をして、就職を希望している人などが閲覧して、情報を見ていただくというようなことになっております。直接連動はしておりませんが、市として連動させるような取り組みは行っております。

○来栖丈治委員

できればスムーズに連動ができるような形になれば、役所の手間も省けると思いますので、そういったバージョンアップというか、連携を密にしていってもらえればと思います。

○設楽健夫委員

概要書の47ページ、この①のところで企業立地促進に要する経費という項目がありますね。その中で全国的にテレワークやワーケーションが普及している状況によりということで、政策そのものが企業立地促進に関する経費というふうになっているんですけども、これは例えば極端な言い方をすれば、かすみがうら市がテレワークの一大イベントを開催するなら開催しても構いませんけれども、東京から働く人をこちらに呼び込んでいく。過疎化の整備事業の中でもWi-Fiの設備がある廃校舎を活用して、テレワークの施設やサテライトオフィスをつくっていくというような、そういうようなことも過疎対策の整備事業の中のパンフレットにそういうものが載っているということは、全国的に恐らくそういう形

での事業が展開されているというふう思うんですね。そういう意味ではここにあるテレワークで、サテライトオフィスをどうつくっていくのかということについて、ここに記載がされていますけれども、具体的に予算化されていますけれども、今進めている内容についてちょっと説明していただけますか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

令和4年度の事業としましては、企業立地の中に先ほどご説明いたしました、研修型ワーケーションプロジェクトと、サテライトオフィス誘致に関する委託業務料を計上させていただいております。サテライトオフィス誘致については、市外の企業さんをワーケーションやテレワーク等を使って、地方に進出するというような状況が盛んになってきておりますので、そういった戦略で誘致活動を進めたいということと、ワーケーション事業については、都市部との交流人口を増やして、そういった絡みで企業との交流を進めたり、あと最終的には企業の立地などにつなげていきたいというような取り組みを、2事業行うようなことで予定をしているような状況です。

○設楽健夫委員

これは今の時代の流れですので、かすみがうら市が例えば千代田中学校区の小学校、これWi-Fiの設備も整っていますし、やはり大胆に廃校小学校だとか、あるいは空き家対策含めてサテライトオフィスを霞ヶ浦地区に呼び込むとかいうことを含めて、いい事業だと思いますんで、ぜひ大胆に進めていただきたいなと思います。いかがですか。

○地域未来投資推進課長（坂本重男君）

おっしゃるように、サテライトオフィスにつきましては、総務省の公表でも年々増加しているという状況でございます。そういった中で、コロナ禍で地方進出を検討する企業も増えているということから、サテライトオフィス誘致に取り組むよい機会として事業を展開するというようなことです。企業が地方進出を目指す理由としては、地域での新規ビジネス創出を望む企業が多いというようなことで、新規ビジネスにつながるような地域課題や地域特性など、企業ニーズに即したPRをしていくというようなことを考えております。

また、その対象としては、企業進出が空き家や空き店舗を改修して、オフィスを開設した例や廃校を活用した例などもございますので、市内の廃校を中心に、さらには空き店舗などの活用も視野に入れながら誘致を進めていきたいと考えているところです。

○櫻井繁行委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、産業経済部観光課から特に補足説明等はございませんか。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、観光課所管の令和4年度予算について説明をさせていただきます。

歳入でございますが、主な歳入といたしましては、観光施設に設置している自動販売機などの使用料、それから改善センターなどの施設使用料、活性化センター生産物直売所からの納付金、こういったものがございますが、計上している金額につきましては、前年度と大きな増減はございませんで、同額程度の計上となっております。

続きまして、歳出について、前年度と比較しまして増減の大きい部分について説明をさせていただきます。

事業概要説明書については49ページから51ページ、予算書につきましては93ページから96ページでございます。

49ページをお願いいたします。

観光振興事業でございます。内訳としましてあります観光PR推進に要する経費でございますが、当該経費については、広域的に市の観光の周知を図るとともに、湖山の宝形成を行いまして、知名度向上を目的に実施をしてございます。関係機関との連携、情報発信、PR活動によりまして知名度向上をするものでございます。当該経費につきましては322万1000円を計上しまして、前年度比較で49万6000円の増となっております。増額となった要因につきましては、活性化センター生産物直売所のトイレにつきまして、現在、和式のトイレとなっておりますことから、利用者の利便性を考慮しまして、洋式トイレに改修を行うための費用を計上したことによるものでございます。

次に、シティプロモーションに要する経費でございますが、こちらは積極的な情報発信に努めるとともに、市の公式キャラクターかすみがうにゃ、それからデジタルツール、そういったものを活用しまして、地域の魅力を発信し、交流人口、関係人口を増加させようとするものでございます。当該経費につきましては639万9000円を計上しまして、前年度比較173万7000円の減となっております。この減額となっている要因といたしましては、令和3年度に「湖と里山とわたし」ということで、市内外のプロモーションを行うための動画作成をしたものが完了したことによるものでございます。令和4年度につきましては、この作成した動画にフィーチャーしまして、新たにキャンペーン等を実施する費用を計上してございます。

次に、概要書の50ページをお願いいたします。

観光施設等管理運営事業でございます。予算書につきましては94ページ、95ページとなっております。

雪入ふれあいの里公園等管理運営に要する経費でございますが、当該経費につきましては2522万2000円を計上いたしまして、前年度比較で388万5000円の増となっております。増額となった要因につきましては、老朽化した設備の修繕費用を新たに計上したことによるものでございます。修繕部分といたしましては、三ツ石森林公園のポンプ専用盤の修繕、それから同様に増圧ポンプの修繕、それとネイチャーセンターの浄化槽のブローアの修繕、こういった修繕を予定してございます。

次に、歩崎公園管理運営に要する経費でございますが、こちらの経費につきましては1546万5000円を計上いたしまして、前年度比較で198万1000円の増となっております。前年度比較しまして増額となった要因につきましては、あゆみ庵・民家園のある観光の里の中に池が2つ、ひょうたん池という池があるんですが、そちらへ水を供給するための井戸ポンプ、これが故障しておりますことから、水の移動がなく、特に夏場に池の水が汚濁するということがございますので、園内の魅力を向上するために、このポンプの修繕費用を計上したものでございます。

次に、交流センター管理運営に要する経費でございます。こちらの経費につきましては3026万5000円を計上いたしまして、前年度比較で1160万1000円の減額となっております。減額となった理由につきましては、令和3年度に古民家江口屋の園地整備工事、それからアクティビティ拠点倉庫の整備、こういった工事のほうで完了したことによるものでございます。

次に、農村環境改善センター管理運営に要する経費でございますが、こちらは当該経費644万9000円を計上してございます。前年度比較だと278万円の減額でございます。減額となった理由につきましては、令和3年度利活用基本調査業務委託を実施しまして、これが完了したことによるものでございます。

次に、事業概要説明書の51ページのほうをお願いいたします。

予算書については95ページから96ページでございます。

観光交流推進に要する経費でございますけれども、こちらは、かすみがうら市観光協会が実施する事業を支援することによりまして、観光情報の提供や知名度向上を図ることを目的に実施をするものでございます。市としまして観光協会への補助ということで、交流人口の増加と地域の活性化を推進させようとするものでございます。計上した経費につきましては2862万3000円を計上してございまして、前年度比較で515万円の増となっております。増額となっている要因につきましては、令和4年度かすみがうら市観光基本計画の策定費用、こちらを計上させていただいたことによるものでございます。

この観光基本計画につきましては、本市のブランドであります湖山の宝、これらを踏まえまして、地域全体の観光振興の方向性を示すとともに、観光施策の展開を盛り込むということで、観光振興の指針とすべく策定を計画したものでございます。

最後になりますが、観光サイクリングに要する経費でございます。こちらは当該地域の魅力をアピールしまして、観光交流の人口の増加を図る目的に実施してございまして、全国のサイクリストであるとか、アクティビティ志向のある方に向けた情報発信を含めて、常設型のサイクリングイベントをはじめとするスポーツアクティビティや多様な体験型観光、滞在型観光、こういった事業を展開することによりまして魅力を全国にPRしていこうとするものでございます。経費につきましては1839万9000円を計上いたしまして、前年度比較で479万3000円の減額となっております。前年比減額となった要因につきましては、令和3年度に筑波山系を周遊する新たなルートということで、雪入周辺を中心のルートといたしまして、つくいちというルートを構築しましたが、こちらの構築及びそのガイドブックの作成、こういったものが完了したものでございます。

観光サイクリング事業につきましては、令和3年度も実施いたしました、キャンプの魅力と自転車活用を掛け合わせた新しい形態のイベントということで、かすみがうらアクティビティビレッジというイベントを開催しましたが、令和4年度についてもそれらの体験版の部分をさらに強化しまして、かすみがうらファンキャンプということで実施をしようとして計画をしております。

なお、観光サイクリング事業の一部につきましては、地方創生推進交付金、これらを活用することを予定しております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、観光課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

非常に申し訳ないんですけども、観光協会の構成について、あと具体的な活動について教えていただけませんか。

○観光課長（貝塚裕行君）

かすみがうら市観光協会ですが、目的としまして、市の観光事業の推進と観光資源の活用を図り、観光産業の振興と文化向上に努め、地域社会の発展に寄与するという目的で設立がされております。役員につきましては、全部で20名ということで構成をされております。会員数につきましては、約64社となっております。

令和3年度の事業といたしましては、実施しているものとして、観光帆引き船の操業を実施してございます。それから、令和3年度には、あゆみ祭りの代替イベントといたしまして、水辺のアクティビティということで、歩崎棧橋を活用したカヌーの体験、それからサップの体験、こういったものを開催してございます。それから、かすみがうら祭代替ということで、こちらは秋のイベントということで、雪

入ネイチャーセンターを中心に星空の鑑賞会、それからハイキングを実施しました。それとキャンプということで、上佐谷小学校の校庭をお借りしまして、そちらにキャンピングカーのレンタルであるとか、テントを張った形でのキャンプも実施してございます。それと、デジタルスタンプラリーということで、観光アプリに連動しまして、それを活用して、デジタルなスタンプラリーの実施を年明けてから考えていたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響がございましたので、プログラムの構築は完了しましたけれども、実際の実施というのは見送りということで、令和4年度早々になってからの実施を考えているところでございます。実施事業の概要といたしまして、そういった事業の実施となっております。

○佐藤文雄委員

後でよろしいので、その役員の20名の名簿と64社、これを提出していただけますか。

○観光課長（貝塚裕行君）

それでは、役員名簿と会員のほうを提出させていただきたいと思います。ただ、会員数については、64社から動きがあるかとは思いますが、現在の会員名簿ということで提出をさせていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは、後日、ガルーンのほうに格納させていただきますので、ご確認をお願いいたします。

そのほかいかがですか。

○設楽健夫委員

予算書の95ページの一番下のところに、先ほど説明ありましたけれども、観光基本計画策定業務委託とありますね、822万8000円。この骨子といいますか、柱になるところをどこに置いているのか説明していただけますか。

○観光課長（貝塚裕行君）

方針としましては、地域ブランドとしてある湖山の宝、いわゆる湖と山というブランドがありますので、こちらをまず踏まえて、地域全体的な観光振興の方向を示していくということ。それと、水辺もそうですけれども、体験型というようなことも盛り込みながら観光振興を図るということを中心に考えていくという予定ではおりますけれども、計画としては全体的な構想と、それから各それぞれの施策も含めて計画を練っていききたいというふうには思っております。

○設楽健夫委員

どうも合併して17年たっていますけれども、全体が内向きになっているような気がするんですよ。どういうことかといったら、今の説明の中でもジオパークという言葉が出てきません。かすみがうらの観光という大きなものがありますけれども、湖山の宝ということで内向きになっているような気がするんですよ。水郷筑波国定公園のへそに当たるところが、かすみがうら市ですから、もう一回やはり全体を俯瞰して、これは時間と空間を俯瞰しながら観光政策を練り直していただきたいなというふうに私は思います。

今の湖山の宝を中心にとすると、どうしてもやっぱり内向きになるというふうに思います。私も西山参事が来られたときに、実は土浦の市長と副市長と船に乗って土浦港から歩崎に来て、そして牛堀の先かな、そこまで観光船を何とか延ばしていこうというような話をしたこともありますけれども、やはりもう一度この観光基本計画策定業務委託というところでは、もう一回大胆に、かすみがうら市がどういうところで、どういうものを呼びかけていったらいいのかということをやぜひ広く検討していただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがですか。

○観光課長（貝塚裕行君）

今ご指摘いただいた内容、観光基本計画、やはり、かすみがうら市の資源、こういったものを中心に、その中には先ほどお答えした中にはなかったんですが、ジオパークということの地域も当然資源としてはございますので、そういったことを十分に地域の資源をどれだけ魅力をアピールできるか、生かせるか、そういったことを念頭に起きながら基本計画の策定の際には含めて検討をしていきたいと思っております。

○櫻井繁行委員長

ほかにごございませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 3時34分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時40分]

次に、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、農業委員会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

農業委員会事務局から特に補足説明等がございますか。

○農業委員会事務局長（松延孝之君）

農業委員会事務局所管の令和3年度補正予算について説明いたします。

先に歳出を説明させていただきます。

議案集65ページをお開き願います。

中段でございます6款1項7目農地利用対策費、03農用地利用集積特別対策事業24万円でございます。農林水産省における令和3年12月補正により、全国の市町村農業委員会を対象に現地調査等の効率的な実施を図るため、タブレット端末導入費用が予算化されたことによるもので、1台4万円のタブレット端末6台分の購入費用となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

議案集56ページをお開き願います。

15款2項4目農林水産費国庫補助金、1節農業費補助金、情報収集等業務効率化支援事業補助金24万円でございます。ただいま歳出でご説明いたしました、タブレット端末購入のための補助金で、全額補助対象となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農業委員会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、農業委員会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

農業委員会事務局から特に補足説明等がございますか。

○農業委員会事務局長（松延孝之君）

農業委員会事務局所管の令和4年度予算について説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

予算書19ページをお願いします。

中段でございます15款2項4目農林水産費国庫補助金、1節農業費補助金、機構集積支援事業補助金452万8000円につきましては、農地の利用状況調査の事務費補助金で、会計年度任用職員2名を12か月間雇用するうち、補助対象となる6月から翌年3月の10か月分の人件費に充当するものでございます。

次に、予算書26ページをお願いします。

中段でございます21款4項2目農林水産業費受託事業収入、1節農業者年金業務受託事業収入、農業者年金受託金114万6000円につきましては、農業者年金事務の受託金で、同職員を12か月間雇用するうちの4月、5月の2か月分の人件費に充当するものでございます。前年度と比較し104万3000円の増、人件費分の増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

事業概要説明書は75ページになりますが、予算書での説明とさせていただきます。

予算書85、86ページをお願いします。

85ページ下段、6款1項1目農業委員会費、0202農用地利用集積特別対策に要する経費508万4000円につきましては、主に会計年度任用職員2名を雇用する人件費等で、令和3年度は12か月間雇用の全月分を計上しておりましたが、令和4年度においては、12か月間雇用するうち、補助対象となる10か月分の人件費の計上となっております。

次に、86ページ下段、6款1項2目農業総務費、0201農業者年金給付事務に要する経費114万7000円につきましては、主に同職員を雇用する人件費等となっております。令和3年度は人件費の計上はありませんでしたが、令和4年度においては、12か月雇用するうち、2か月分の人件費を計上してございます。

そのほか例年どおりの予算計上となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、農業委員会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、会計課所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

会計課から特に補足説明等はございませんか。

○会計課長（横田 茂君）

議案集の61ページをお願いいたします。

中段でありますけれども、総務費、徴税費、徴収費の中に収入未済額縮減対策事業として減額がございます。当初予定した機器の導入時期に後ずれがありましたので、その分の経費の減額でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、会計課所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

会計課から特に補足説明等はございませんか。

○会計課長（横田 茂君）

予算書25ページ、収入といたしまして預金利子というのを設定してございますが、こちらの1000円の科目設定でございますので、説明は省略させていただきます。

歳出でございますが、36ページのほうをお願いいたします。

一番下になりますけれども、会計管理費でございます。会計管理に関する経費としては、例年どおりでございますが、2つほど新規の経費計上がございます。

1つは、公金等集金業務委託と言いまして、来年度から霞ヶ浦庁舎で指定金融機関の派出所が廃止になります。そのため、指定金融機関のほうに集金の業務を委託する、そのための経費でございます。132万円でございます。

もう一つ、伝送システム使用料というところで新しく経費の設定がございます。こちらは会計課でいつも支払いに際しまして、口座情報を銀行に送付しているわけですが、この送付するシステムに使う I S N ネットというところが、そろそろ終了になるということでございまして、新しいシステムに切り替えるための経費として、今当初の見込みとしては、令和5年1月あたりを想定しまして、経費のほうを計上している次第でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

監査委員事務局から特に補足説明等はございませんか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局所管の予算についてご説明をさせていただきます。

新年度予算書の55ページの中段をお願いいたします。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、01監査業務事業、0101の監査業務に要する経費のところでございます。予算額116万円、前年度予算額131万円に対しまして15万円の減です。

主な支出について申し上げます。

1節監査委員報酬79万8000円、前年度予算82万5000円に対しまして2万7000円の減でございます。令和4年度監査計画において、監査や検査等を合計して29日間予定しておりますことから、これに伴う委員の報酬でございます。

8節委員等費用弁償8万7000円、前年度予算と同額でございます。

18節職員研修負担金15万8000円、前年度予算と同額でございます。

このほかに市長からの補助事務といたしまして、行政不服審査会事業など4つの事業の経常経費を計上しておりますが、説明のほうは割愛させていただきます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、監査事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○宮嶋 謙委員

監査委員の欠員補充はどういう予定でしょうか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

監査委員を通じまして執行部のほうにもお願いをしている状況でございますけれども、今のところご連絡はこちらには受けてない状況でございます。

○設楽健夫委員

監査委員の欠員、これは昨年の住民監査請求の中で監査委員の中から指摘事項が何点かありましたよね。監査のほうとしては、それをしっかりやはり見て、それが実施されているかどうかということも検証していかななくてはいけないという意味でも、この不足している人員については、やはり市のほうにといいいますか、監査委員事務局としても要望を監査委員のほうからしっかり出すようによろしくお願ひします。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

監査委員のほうに申し伝えたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算（第11号）のうち、議会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等はございませんか。

○議会事務局長（大久保 勉君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

補正の予算書は60ページでございます。それから議案概要書、こちらは22ページとなっておりますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

06市議会研修活動事業（政策）でございます。249万7000円の減額をしてございます。こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集特別委員会の行政視察等を実施しなかったことに伴う減額補正でありまして、当初予算の全額を減額したものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和4年度かすみがうら市一般会計予算のうち、議会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

議会事務局から特に補足説明等はございませんか。

○議会事務局長（大久保 勉君）

それでは、補足説明をさせていただきます。

予算書が30ページから31ページになります。さらに事業概要書74ページでございます。

事業概要書にて説明を申し上げます。

初めに、市議会運営に要する経費につきましては、当初予算額9684万7000円としまして、前年度比32万1000円の増となっております。主な増額となった理由につきましては、令和4年度に市議会議員の通常選挙が予定されておりました、改選に伴う消耗品費等がございますので、こちらを増額計上してございます。

また、議長室の改修として59万8000円を修繕費として計上をしております。

なお、市議会だより発行に要する経費、また市議会研修活動に要する経費、市議会政務活動費に要する経費につきましては前年と同額を計上してございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、議会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

ここで、議案第6号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、市民部国保年金課から資料の提出がありました。昨日、3月10日に引き続き議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

それでは、市民部国保年金課から説明を求めます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

昨日の審議の中で明確にお答えができなかった点及び追加で提出させていただいた資料について説明させていただきます。

資料をご覧くださいと思います。

全員協議会で説明させていただいた資料について、タブレット端末で今ご覧いただける国民健康保険税算定方式の見直しについて、そちらのほうから説明をさせていただきます。

議案第6号に係る国民健康保険の算定方式の目的ですが、これまで市町村単位で運営し、それぞれ税率を定めてきたところです。現在、市町村間においては医療費水準、保険税水準の格差があり、公平なサービスの提供に合わせた負担の公平さに課題が生じております。このような状況の中、国は都道府県単位での保険料統一を都道府県運営方針に記載することを進めることとし、法律に位置づけされたところです。県についても国保税統一の第一歩として、公平かつ簡明な県内市町村の算定方式の統一を目指すとされたところです。

また、本市で採用している4方式にも課題があり、資産税割は算定基礎額がその固定資産税であるこ

とから、二重課税であるという誤解や、他市町村で所有している土地は考慮しないなど、公平性が保たれていない状況にあります。県内でも既に資産税割を廃止、採用していないところは令和3年度時点で24団体ございました。また、平等割につきましても世帯構成が大きく変化し、単独世帯が多くなっていることが挙げられます。平等割の意味が失われつつあります。独り暮らしの世帯にとっては重い負担となっている現状にあります。

今回の方式変更と、これに伴う税率改正については、現行税率より増えたか、減ったではなく、現在の社会情勢に合わせた将来的にも持続可能な適正かつ公平な課税に近づけようとするものです。ですが、税率変更に当たり資産税割をなくすことや平等割をなくすことで、医療費給付費相当分を賄う財源としての税收、それが確保することが難しくなることから、所得割や均等割に転嫁することが避けられませんが、増額となる方はいらっしゃることから、過大とならないよう配慮し、試算を重ねてきたところです。

ここで、前提となるシミュレーションの条件について説明させていただきたいのですが、資料の3、課税算定方式変更に伴う税率シミュレーションの条件ということで書いてありますので、こちらを説明させていただきます。

保険税、1に保険制度の趣旨や国・県の動向を踏まえ、赤字補填目的の法定外繰入れは行わない。

2に事業費納付金の所要額を確保する。ただし、このことで税率改正の影響を踏まえ、大きく増減が生じないよう一定の配慮を講じる。

3に2方式化に伴い、低所得者や所得がある方への偏りが過大とならないように配慮をするということです。こちら応能、応益が5対5の割合で調整するということです。

4に現在の社会構造や家庭構造への配慮をする。世帯構成のうち最も多い増加傾向にある高齢者の独り世帯にあつては、均等割が負担とならないように配慮をします。子どもにあつては、既に法整備化されている就学前の子どもの均等割の半額に加え、今回2方式化による県のインセンティブ、特別調整交付金を充て、18歳以下まで子どもの均等割を半額にする。

また、世代間においては、介護給付費をはじめ医療費分の中でも後期支援分など、適切な税率により説得力を高めること並びに後期高齢者医療制度や介護保険制度など、関連制度も視野に入れて検討する。

特に介護給付費になりますが、現行に比べ改正案が大きく増額しております。事業費納付金制度が開始され明瞭化されたことで、現行税率では標準保険料率との差異があり、事業費納付金を賄う財源は確保できないということが理由になります。

介護給付費については、介護2号被保険者が負担するものと整理されております。この負担が満たされていない場合は、ほかの世代で負担を補填することにつながります。子どもや65歳以上の高齢者がこれに当たりますが、特に高齢者にあつては1号被保険者分の介護保険料と重複することになってしまいますので、影響がないよう適切な税率を設定しなければならないとすることです。

5に、県内一斉に行われることを踏まえて他市町村との比較分析を行う。

6に、税率改正に伴い増減、特に増額は避けられないものであることから、税率の見直し前の増減幅を最小限に抑えること、場合によっては基金などの活用も考慮すること。

7に、以上の条件が満たされるよう、国・県支出金や一般会計繰入金の見直し、基金の取崩しなど、最大限に活用し検討するものとしたところです。

資料中、令和4年度、本年度で示された事業費納付金の比較につきまして説明いたします。

事業費納付金を支払う必要な標準保険料率と比較し、いずれも近似値を保ちつつ、これを下回っている結果となっております。

このことを踏まえて、追加資料の説明に移らせていただきます。

〔「紙ベースはないの」と呼ぶ者あり〕

○国保年金課長（豊崎良憲君）

紙ベースはございません。申し訳ありません。

資料1になります。

質問の中に、増額となる世帯の割合と階層別の内訳というものがございました。

先日説明させていただいた内容にはなりますが、減額で68.4%、増額の世帯で31.02%、それぞれの世帯数、影響額、例えばその後が続く影響額の段階ですが、10万円以上減となる世帯、41世帯といった詳細をまとめております。

あわせて、そちらの段階別の世帯数、影響額をまとめてございます。

減額となる最高額については下に書いてありますが、マイナス6万1800円、こちら年額になります。増額となる最高額、こちら9万4400円、年額になります。

減額となる最高額の60万円につきましては、こちら固定資産税廃止による影響が最も大きな要因になります。税率で200万円を超える方がいらっしゃいますので、そちらに今まで25%という課税がかかっておりましたので、そういった部分で減額に転じていることとなります。

続きまして、資料2になります。

こちらは、全員協議会で提出させていただいた3ページのこちらのケース別試算の内容について、それぞれの世帯数についてご質問がありました。それぞれのケースでどのぐらいの世帯がいるのかということで質問がございましたので、そちらの集計をさせていただきました。こちら、資料2になります。

3ページの先ほどの全員協議会の資料については、それぞれ所得が50万円であるとか200万円であるとか、限定的な決められた条件の下、算出しております。条件によっては存在しないケースもありますので、この資料においてはそれぞれの範囲内、例えば50万円であれば50万円以下で集計をしている内容になります。全協での資料については50万円というふうに表記させていただいておりましたが、今回の集計表では1円から50万円の世帯の件数についてまとめてあります。

①の単身高齢者の世帯で申しますと、1円から50万円の方で117世帯ございますというふうな内容になります。

あわせて、④50歳台の夫婦・子ども2人の4人世帯の影響、こちら固定資産税なしで、こちらの増える金額については幾らなのかというご質問がありました。

こちらはまだシステム改修が終えていないことと、かなり膨大な作業になりますので、ここのケースだけ手作業で集計をいたしたところ、プラスで11万4000円の増額に転じる方がいらっしゃいました。あくまでも10世帯の合計です。増額に影響がある世帯の合計が11万4000円になりますということです。

続きまして、資料3になります。

こちらは法定外繰入れは直近でやっていないとのことで、その理由をということで質問がありました。

こちらは事業費納付金の推移になります。事業費納付金は、翌年度の医療費等の見込みを想定し各市町村に示すものですが、こちらの集計で説明ができますので、参考までにこちらの集計を提示させていただきました。

平成30年度、事業費納付金が始まった、都道府県化が始まった年になります。事業費納付金は14億9443万9083円になります。この年なんです、県で最初に始まった年だったので見込みを誤ることになりまして、多額の繰越金が生じることとなりました。そちらの精算については、以降の令和2年度と令和3年度に精算することになりました。

続きまして、令和元年度は、前年度の事業費納付金の算定方法を改めたことで大きく減額になってお

ります。前年度比較でマイナス11.2%になります。

ちょっと申し遅れましたけれども、説明が漏れましたが、数字の表の下から2段目、そちらについては平成30年度制度改正に伴う激変緩和の金額が載っております。そちらの金額について、毎年の事業費納付金から県が差し引いて市町村に示すというような内容になっております。平成30年度は激変緩和が6651万920円のほうが控除されております。激変緩和は、以降、令和5年まで縮減しながら充てられることとなります。

続きまして、令和2年度、こちらにつきましてはコロナ禍の影響が大きく反映されることになるのですが、平成30年度に生じた実質収支の精算金がここに当たります。先ほど説明した平成30年度の精算金です。そちらのほうが数字の表の一番下に計上しています5314万3262円、こちらのほうが事業費納付金の額から控除されています。

また、前年度3月頃から新型コロナの受診控えが目立つようになってきました。この影響により県にまた多額の繰越金が生じております。この繰越金については、平成30年同様、後年度で精算することとされ、令和4年、令和5年に精算するという形になった経過があります。

続いて、令和3年度ですが、マイナス7.9%減になっております。こちらにつきましては、前年度の新型コロナの影響による受診控えが大きく影響し、事業費納付金算定に大きく減額する要因となりました。このことで令和2年、令和3年と、3年間続けて減少傾向になっております。

あと、減少傾向になった要因としては、平成30年度の余剰金、精算金です。そちらのほうが反映されて、事業費納付金から減額されていたということになります。

この影響がありまして、令和2年度、令和3年度は法定外繰入れを行っておりません。法定外繰入れは行わずに予算編成ができたということになります。

来年度になりますけれども、平成30年度以降、毎年減額になっておりましたが、前年度新型コロナの影響も薄れて受診控えが収まりまして、揺り戻し効果もあり増額に転じております。

また、令和2年度の精算金もあり、多少の伸びは抑えられている結果となりました。前年度に比べて、来年度の事業費納付金につきましては、

○櫻井繁行委員長

前年度というのは、令和何年度と明確におっしゃっていただけますか。平成30年からずっと遡って現在進行形で来ているので、分からなくなってしまいます。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

令和3年度より5.9%増額に転じております。

それ以降、激変緩和の影響であるとか、精算金であるとか、そういったものの影響が反映されることとなるのですが、令和5年度を最後としてこちらの緩和策はなくなります。令和6年度にはゼロとなりますので、これまであった緩和の影響、そちらについては純増という形になります。

被保険者数とか世帯数、そういったところに影響されず、こちらの、例えば令和4年度に示されております1971万3507円と4500万円が加算して、そちらの金額が令和6年度に直接増える形になります。そのことから、令和4年度は基金の取崩しを2500万円しております。

来年以降、それが雪だるま式に増える傾向になりますので、令和6年度には6471万3000円取り崩す可能性が出てきます。

あわせて、今回の税率改正による影響3200万円、そういったものも加味されますので、約9000万円程度が財源不足に陥る可能性があるということで、基金の状況の説明とさせていただきます。

続きまして、資料4になります。

こちらは国民健康保険被用者、子どもの均等割軽減の影響ということで示させていただきました。

昨日答弁させていただいた内容ですが、未就学児の影響、こちらは法定内のものになります。対象者数が233人、影響額が350万円、法定内の繰入れで、こちら財源になっておりますけれども、国が2分の1、175万円、県が87万5000円になります。市がやはり4分の1で87万5000円。

7歳から18歳以下につきましては、市単独分で行う軽減制度になります。対象者が597人、影響額が918万2000円になります。

こちらの財源ですが、先ほどご説明したように、こちらは県のほうで算定方式を2方式にした場合、特別調整交付金として交付しますと言っている内容ですので、2方式が実現できなかった場合には、こちらの財源は確保することはありません。

合計になりますが、ご質問は市の影響額は幾らになるのかということだったので、市の合計欄を見ますと、18歳まで均等割の軽減を行うとした場合、290万4000円の影響になります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

国保年金課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

資料3のところの説明が皆さん分からないと思うんですね。つまり事業費納付金というのは、平成30年から国民健康保険が都道府県化された。その財源としては、これ、平成30年度の激変緩和というのがあるでしょう。この激変緩和というのは市の言っている激変緩和じゃないんですね。これは国が都道府県化するためにやった激変緩和で、全国的に3400億円が毎年交付されるということの激変緩和じゃないですか。まず、それ。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のお見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

それと、その下の余剰金の精算というのは、これも県が最初に事業費納付金を出したと、各市町村、44市町村に示したのがオーバーしていたと、それで余剰金が出てきちゃったということ、これを今度の次の令和元年にその余剰金を繰り入れるんじゃなくて、令和2年度のときにそれを繰り入れたと。

結果的にいろんな医療給付費が上がったり下がったりしますよね。コロナ禍で受診控えだとか、戻っただとか、今おっしゃいましたけれども、最終的にこの金額というのは、余剰金であれ、激変緩和であれ、最終的に県が示した金額が一番上だということだと思えますよね。そういう仕組みであって、この数字が並んでいると分かりません。結果的に事業費納付金を市は納めなきゃいけない。これが令和2年度は11億4500万円だったのが、令和3年が10億5400万円。マイナスになったけれども、今度は11億1700万円、最終的に5.9%、令和3年度と比べたらアップになると。

今後は激変緩和という国の施策が令和5年度でなくなってしまうよと。それから、余剰金も最終的に精算するのは令和5年度で終わっちゃいますよと。ですから、令和6年度は厳しい環境になるよとということだと思えますが、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のお見込みのとおりです。

○佐藤文雄委員

そういうことで、やはりきちんと丁寧な説明が必要だったというふうに思います。

資料の1で言っている影響額の3431万1200円、これについてちょっと説明していただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

減額となる世帯のマイナス5555万9400円につきましては、主に資産割、あと平等割がなくなることでの影響額になります。

増額する2124万8200円につきましては、本来であれば事業費納付金相当額を納めなければいけない財源を確保しなければならないのですが、その財源を確保するための税率設定をしてしまうと、大きく上昇する可能性が出てきます。増減となる世帯が割合的により大きくなり、大きなもので増減幅が10万円を超える世帯が出てきます。そういった世帯をなるべくなくそうとする目的で税率設定を低く設定しております。その低く設定したことが今回の算定方式の変更に伴う市独自の激変緩和策ということになります。

○佐藤文雄委員

だから、3431万1200円というのは、市独自で激変緩和のための金額なんじゃないですかと言っているんです。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

マイナス3400万円については、本来確保しなければいけない財源なのですが、増額世帯を抑える必要があったので、こちらのほうの金額分の税率を安く済ませるように設定いたしました。

○佐藤文雄委員

だから、市の独自の激変緩和策だよと、国がやっている都道府県化のための激変緩和策じゃないよということなんですよ。つまり事業費納付金が11億7000万円、普通に徴収すると3431万円が足りなくなるんで、その分激変緩和でカバーをするということだと思うんですが、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員のおっしゃるとおりです。

○佐藤文雄委員

それで、これ、標準保険料があるでしょう、最初にやった保険。これがどういうふうになるかというのが分からないよね、激変緩和といっても。どういうふうに計算するんでしょうか。

最初の3ページで表がありますよね。その表の計算、私これに基づいて標準、今度新しく改正された料率で計算したんですよ。これがどういうふうになるんですか、激変緩和という。料率をちょっとだけ変えるわけでしょう。そこがよく分からないんですよ。説明いただけますか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

当市で行っている激変緩和は、あくまでも金額の上昇を抑えるための策を講じているものなので、例えば現行の医療費分であれば6%に設定しているもの、本来であれば7%であるとか、そういった割合に設定する必要があるものを減額にしているところです。

ちなみに、こちらの資料で申しますと、本来、事業費納付金11億1711万1500円、そちらを賄うには標準保険料率、こちらの料率を用いればこの金額は精算できる形になりますが、それぞれご覧のとおりになりますけれども、保険料率と標準保険料率の差につきましては、括弧で表現させていただいています。それぞれ低い設定になっております。

○佐藤文雄委員

2ページの標準保険料、これが基本的には6.04%ですよ、医療費分が。後期支援分が2.79%、これが標準ね。介護が2.53%というのが標準ですよ。均等割が今ここに書いてありますが、金額が書いてあります。

これを激変緩和で、例えば医療費分を0.04%マイナスすると、そうすると6%になりますよと。下は2.79%から0.29%を激変緩和すると2.5%になりますよね。2.5%と6%合わせると8.5%になりますね。介護は2.53%から0.43%引くと2.1%になりますということじゃないですか。ですから、今度の標準保険料じゃなくて、激変緩和の結果の来年度の保険料ということなんじゃないですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

今回提出させていただいた改正案については、市独自の激変緩和、上昇をあくまで抑えた税率設定になっております。

○佐藤文雄委員

だから、私が言ったとおりじゃないの。来年度、令和4年度は激変緩和したやつで保険料を徴収しますよと、計算してね。

そうすると、令和5年はどうなんですかと。令和6年度はどうなんですか。毎年、その激変緩和の財源がある場合はいいかもしれないけれども、ない場合はもっと上がりますよというような感じになってしまうんじゃないですか。

ですから、今回の税率改正は、来年度、令和4年度の激変緩和した結果の税率ですよということなんじゃないですか。では、次の令和5年度と令和6年度はどうなんですか。そしたら、令和6年度は今の資料で非常に厳しくなりますよ。国の激変緩和がなくなる。そして、県のほうの余剰金そのものも令和5年度でなくなります。厳しくなります。令和6年は分かりませんということなんじゃないですか。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員おっしゃるとおりです。

毎年状況は激変緩和の影響、県の余剰金の精算で保たれているところもあり、そちらが減額になっていくことにより財源不足の金額が開いていきます。

令和6年度につきましては、先ほど言ったようにそちらの緩和分がなくなりますので、そちらの影響額がそのまま増えていきます。その金額はこのままでいきますと基金の取崩しで賄う考えですが、将来的にはその財源をどこかで確保しなければならないこととなります。

○佐藤文雄委員

ですから、今回の改正は激変緩和をした改正案だということですよ、これ見ると。所得が標準が6.04%、これが今回6%でしょう。そういう中身なんじゃないかなと思うんですが、これはちょっと均等割のほうがよく分かりませんね。均等割が改正後が3万2000円ですよ。こっちは引いているのかな。3万5582円から3,582円引いていると3万2000円になるのかな。ですから、この改正は激変緩和をした改正だと。だから、これは時限立法だというふうに思いますけれども、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

大変申し訳ありません。今回の提案させていただいたのは時限立法ではございません。

今回の激変緩和は、あくまでも今回の算定方式変更に伴う上昇幅を減らす目的で行っておりますので、将来的に不足した場合、また税率の見直しを行いたいと考えているところです。

○佐藤文雄委員

そういう意味では時限立法じゃないですか。当面この金額で来年やってみる。その次も、いろんな基金とかそういうので充てて何とかやりくりをやってみて、令和6年度になったらどうなるのかというのはちょっと分からないなど。2年ぐらいの推移を見て、その次はまた見直しをせざるを得なくなるんじゃないかというのが本音なんじゃないですか。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

基金の影響もありますので、基金の現在高を踏まえて調整したいと考えております。

○佐藤文雄委員

答えになっていないよ。今言ったじゃないですか。基金とかそういうのを枯渇してしまうとか、そういうことになったら、改めて見直しをせざるを得なくなるんじゃないですかと言ったんですよ。そうじゃないの。そこを確認させてください。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

佐藤委員お見込みのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

私のほうで試算をしてみたら、やはり頑張っているところですね。頑張っているところというのは、この資料で見ると働く世帯かな。3ページの④50代夫婦・子ども2人、4人世帯、50代夫婦・18歳未満子ども2人世帯・固定資産なし、ここが厳しいんだよね。余っちゃうんだよね。これは問題なんじゃないかなと思うんですよ。どうですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

そちらについては、先ほどご説明させていただきましたが、介護2号被保険者の分を適切な税率を設定して行った結果でございます。その金額をこれまでのとおりの税率で設定した場合、2号被保険者以外の方の負担が増えることとなりますので、そういった判断は難しいこととなります。

○佐藤文雄委員

④はそちらで試算したやつが今日資料出たじゃないですか。そうすると、今、例えば一番下のほうは1世帯だよと。これ、全体を見たら10世帯だと、そういうことなんじゃない。ということは、上がるころはそんなに多くないよと、世帯は多くないからいいんじゃないという感じなんじゃないのかなと。だから、全体の世帯で判断をせざるを得ないということになるんじゃないかなと思うんですが、これ、全部ありますね、①、②、③、④、⑤まで。そこにそれぞれの世帯があつて、特に多いのが40代の単身世帯824、②ね。③-2、65歳以上の夫婦2人、588世帯、①の高齢者の世帯826。そうすると、これ、圧倒的にこの世帯は保険料が上がらねえよと、下がりますよということを示しているんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

上がる世帯はいらっしゃいます。ただ、先ほどご説明させていただきましたが、今回の方式変更とそれに伴う税率改正につきましては、現行税率よりも増えたか減ったかではなく、現在の社会情勢に合わせた、将来的に持続可能で適切かつ公平な課税に近づけようとするものです。

国保運営協議会に今回の内容も審議していただき、重ねた答申を受けたことや文教厚生委員会の複数の案に示した意見を頂戴するなど、それぞれ複数回において丁寧な対応をし、これらを踏まえた上で条例の改正案を提案させていただいております。

税の積算方法が変わることで、税額が増える方、減る方が生じるのは必然であり、この改正案は増減の幅をできるだけ最小となるよう、その影響を最小限に抑えた税率設定となっているところです。

○佐藤文雄委員

全体の中で最大限考えたというふうにおっしゃったと思うんです。

ただ私は、国民健康保険というのはやはり一人一人が払っているものだから、一人一人が問題なんですよ。やっぱりそこは全体だというふうに行政のほうは考えるけれども、一人一人は個人ですから、その人たちが上がると大変だというふうになることだけは認識をしていただきたいというふうに思いま

す。

これ以上質問してもしょうがないので、これで私は、私のほうの質問は終わります。

○櫻井繁行委員長

そのほかありますか。

○設楽健夫委員

私が話をさせてもらった増額になる世帯の数と金額については、今、佐藤委員との話の中で出てきているというふうに思いますけれども、全体としては164世帯が増額になるんですね、これ。④の50歳台・子ども2人の4人世帯は5世帯が増額になる。少ないといえば少ないですけども、5世帯が増額になってしまうんですね。

あと、やはり大変だなというふうに思うのは、65歳以上夫婦・年金収入のみ・2人世帯、これは62世帯あるんですね。これが軒並み上がっていつてしまう。

全体の先ほどの金額からすると2000万円ちょっとですよ、このマイナス分というのは。そういう意味では、この65歳以上の大変な年金世代、あと、④の50歳台の子ども2人の大変な世代、ここに対してはやはり何らかの対応が必要なんではないですか。

これはもう政策的な課題ですから、ほかの市町村でも基金から1000万円、2000万円取り崩しながら全体の増額を抑制していくということで、みんな苦勞していますよね。

国保運営協議会の中でも会議を通してきたという話をされましたけれども、分からなかったのでこういう試算表を出してもらった。文教厚生委員会の中でもこれは出されてきた。その後、やはりこういうふうに検討されてくると、検討されてきたからこうなんだということではなくて、この世代に、このプラスになる③-1と④、ここに対して何らかの対策を取っていく必要があるんじゃないか。いかがですか。

○国保年金課長（豊崎良憲君）

先ほども申し上げましたとおり、この税率改正案につきましては、将来的に持続可能な適切かつ公平な課税に近づけようとするものです。増加する世帯は確かに避けられません。ですが、その方につきましても、本来適切な課税であるというふうにご承知いただきたいと考えているところです。

現在、県で示している標準保険料率、そちらと照らし合わせてみましても、いずれもその税率を下回っております。本来ですと、この税率設定をしなければいけないところで、今回それを下回っている金額で提示させていただいて、その減った財源の補填を基金で今回充てております。今、検討し得る最大限の配慮と考えてございます。

○設楽健夫委員

基金の総額、最近、財政調整基金についても、もう6億円ぐらいまで少なくなってくるような数字が出ていますけれども、基金はこれまでの経過的な措置の中で下ろしたり積み上げたり、そういう形で出来上がってきたものなんですね。そういう意味では財源ですから、担当者の方、大変でもここは闘ってもらいたい。全体の財政の中で無駄なところを省いて、そして基金のほうに積み増していくとか、そういうことを今までもやってきたわけですから、今ある基金を固定化して、そして2年後にはなくなってしまうよではないんですよ。これは政策的な問題です。ですから、ここは担当者は全体の財政の中で財政を調整するように闘ってもらいたい。

○櫻井繁行委員長

こちらに関しては、基金、財源の問題もございまして、市民部長から答弁をいただいて、まとめさせていただきたいと思います。

○市民部長（山内美則君）

ただいまご意見いただきました。

基金につきましては、現在そう高くない金額でございまして、この財源不足を補うために充当していくと、いずれは枯渇するということは見えているところでございますので、財政のほうとも調整をしまして、積み増しなり、そういうところはこちらとしても検討したいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

私は基本的にこれ、反対です。

それはなぜかというのは上がる世帯がある。少ないといっても、今示されたように6,076世帯のうち1,885世帯が増税となります。国保税が高くて大変だという声があるんですよ。これにまた追い打ちをかけるような形ではいけない。今言ったように、基金というのはこの国保財政で積み上げたものであって、あくまでも被保険者の財源なんですよ。そこを適切に使うべきだというふうに思います。

子どもの均等割を半額にしたということは、私がこれまでずっと主張してきましたので、18歳以下はなったということは評価したいと思います。ただ、そういう考え方としては、基金を活用しながら誰もが今回の改正で上がらない、こういうふうにしていただきたいということで反対としたいと思います。

○櫻井繁行委員長

ほかにごございませんか。

〔発言する者なし〕

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

本案は異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○櫻井繁行委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩いたします。〔午後 4時57分〕

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。〔午後 5時00分〕

お諮りをいたします。

本日の委員会はこの程度をもちまして終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、これもちまして本日の委員会を散会いたします。

なお、次回の委員会は3月14日午後1時30分より議場で引き続き審査を行います。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時00分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井繁行